

令和 8 年 6 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 R I S E  
代表者名 代表取締役社長 芝 辻 直 基  
(コード番号 8836)  
問合せ先 コーポレート統括部 経営管理部  
担当部長 杉 山 顕 士  
(TEL : 03-6632-0711)

支配株主等に関する事項について

当社の「親会社」であるヨウテイホールディングス合同会社（以下「ヨウテイホールディングス」といいます。）および JTM ホールディングス株式会社（以下「JTM ホールディングス」といいます。）について、支配株主等に関する事項は以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

なお、直近事業年度末日（令和 8 年 3 月 31 日）時点においてはヨウテイホールディングスが当社の「親会社」に該当しておりましたが、令和 8 年 6 月 15 日付「JTM ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表の通り、令和 8 年 6 月 19 日時点において JTM ホールディングスが当社の「親会社」に該当するため、両社の事項について記載しております。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(1) 令和 8 年 3 月 31 日時点

名 称	属 性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ヨウテイホールディングス合同会社	親会社	51.00	—	51.00	なし

(2) 令和 8 年 6 月 19 日時点

名 称	属 性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
JTM ホールディングス株式会社	親会社	51.00	—	51.00	なし

※優先株式に議決権が発生した場合、直接所有割合は、53.99%となります。

## 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

ヨウテイホールディングスは令和8年3月31日時点で議決権所有割合の51.00%（令和8年5月15日時点において優先株式に議決権が発生しており、これを含めると53.99%）を所有する親会社および主要株主である筆頭株主でしたが、令和8年6月19日付でJTMホールディングスが親会社および主要株主である筆頭株主となったことにより、同日をもちましてヨウテイホールディングスの当社に対する議決権所有割合はありません。

ヨウテイホールディングスの主な事業は投資業であり当社と人的関係はなく、当社の経営・事業活動への影響および制約等はなく、当社独自の経営判断を妨げるものではありませんでした。したがって、当社は親会社等より一定の独立性が確保されているものと認識しております。

JTMホールディングスは、当社の議決権の51.00%（優先株式に議決権が発生した場合は53.99%）を所有する親会社であります。同社の主な事業はホテル事業、旅行事業、不動産事業であり、ホテル事業及び旅行事業に強みを有する同社と、不動産事業及びアセットマネジメント事業に強みを有する当社が、一定の資本関係のもと迅速かつ十分な運営ノウハウ等の経営資源の共有により連携することで、当社においては、既存のアセットマネジメント事業の拡大と、その周辺領域の事業である不動産開発・販売・管理事業及びファンド事業の展開により、企業価値の向上を図ることができると考えております。

なお、JTMホールディングスは、今後開催する当社株主総会において選任予定の取締役1名を当社に派遣することを想定しておりますが、現時点において、当社の取締役の過半数を指名又は支配することは予定していないとのことです。

また、JTMホールディングスは、利益相反が生じ得る当社との取引の範囲を可能な限り限定することを基本的な考え方としつつ、利益相反が生じ得る取引を実施する場合には、当社において、必要に応じて第三者による評価の取得や、利害関係取締役の取締役会における審議・決議への不参加等、法令等を遵守した適切な審議・承認手続を行う際に、同社としてもこれに協力するとのことであり、これにより、当社は同社との取引条件の公正性を確保するとともに、当社の一般株主の利益にも十分配慮した事業運営を行うことができるものと考えております。したがって、当社は親会社等より一定の独立性が確保されているものと認識しております。

## 3. 支配株主等との取引に関する事項

ヨウテイホールディングスとは、取引に関する事項は無く、JTMホールディングスについても、現在までに取引に関する該当事項はありません。

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、関連当事者間の取引は、取締役会の決議事項と定めており、当該取引が会社や一般株主の利益を害することのないよう、また、そうした懸念が生じないよう適切に処理しております。